令和７年３月　佐世保市

１ 業務内容等

⑴ 業務名

佐世保市産前産後家事・育児支援事業業務委託

⑵ 業務の概要

家事、育児等について支援を必要とする妊娠中又は乳児を養育する家庭を対象として、家事及び育児を支援する者（以下「支援員」という。）が訪問し必要な支援を行う。

⑶ 業務の内容及び実施要件

別紙「佐世保市産前産後家事・育児支援事業の実施に関する基準」のとおり

⑷ 履行期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

２ 応募資格

次に定める内容を全て満たす者とする。

⑴ 市内に事業所を有する法人又は団体。（市内に事業所を有しない場合は、市長が特に必要と認めた者に限る。）

⑵ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者。

⑶ 佐世保市業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成２６年２月２１日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者。

⑷ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく更生再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生再生手続の開始がなされていない者とみなす。

⑸ 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置（平成２４年４月１日制定）に基づく指名除外措置を受けていない者。

⑹ 市税及び国税である法人税（所得税）並びに消費税（地方消費税を含む。）を滞納していない者。

３ 委託料

委託料は１回の支援につき５，０００円とする。

　※利用者が負担する利用料については、「佐世保市産前産後家事・育児支援事業の実施に関する基準」の５項のとおり、受注者が利用者から徴収する。

４ 応募（申請）の概要及び日程

⑴ 発注者及び事務局

　ア 発注者　　佐世保市長　宮島　大典

　イ 事務局　　佐世保市子ども未来部すこやか子どもセンター

　　　　　　　　〒857-0042　佐世保市高砂町5番1号　中央保健福祉センター4階

　　　　　　　　TEL：0956-25-1654　メールアドレス：[sukosen@city.sasebo.lg.jp](mailto:sukosen@city.sasebo.lg.jp)

　⑵ 応募期間

　　令和７年３月２４日から令和７年３月２８日まで（土日、祝休日を除く）

　⑶ 書類の提出方法

　　郵送又持参により事務局に提出

　⑷ 実施申請書類

　　ア 佐世保市産前産後家事・育児支援事業委託事業者申請書

　　イ 佐世保市産前産後家事・育児支援事業委託事業者申請にかかる誓約書

　　ウ 事業者概要

　　エ 定款、規則（会則）など事業者概要のわかる書類の写し（任意様式）

　　オ 家事・育児支援事業の実績

　　カ 事業実施体制確約書

　　キ 指定書の写し（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び障害者の日

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条に規定する指定障害者福祉サービス事業者の場合）

　⑸ 注意事項

　　ア 申請に要する費用は、事業者の負担とする。

　　イ 提出された書類については、返却しない。

５ 審査及び結果の通知

　提出書類により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる事業者を受託者と決定し、契約を締結する。審査の結果は、応募期間終了日から１週間以内に書面により事業者に通知する。

６ その他

　⑴ 契約締結までに、本業務に係る損害保険加入証書等の写しを提出すること。

　⑵ 契約締結後、速やかに本市との連絡体制について書面で報告すること。